令和5年度大阪府依存症関連機関連携会議

第１回ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会・議事概要

◇　日 時：令和5年７月26日（水）午前10時から11時30分まで

◇　場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

◇　出席者：10名（うち代理出席1名）

１　開会

* 会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

２　議事

（１）ギャンブル等依存症の啓発について

①ギャンブル依存症問題啓発月間について

事務局説明

〇ギャンブル等依存症問題啓発月間の取組みについて【資料1】

　 ・　　5月14日にシンポジウムを開催し、約200名の参加者があった。アーカイブ配信中。

* 各種SNSでの啓発広告については、18歳から24歳の若者を対象にターゲティングを行った結果、高い効果実績が得られた。
* 民間企業等の協力による広報を展開し、スタジアムでの動画放映など、これまでにない大規模な広報を実施した。

〇こころの健康総合センター／大阪アディクションセンター（OAC）での取組みについて【資料２】【資料３】

* 「ギャンブル等依存症に関する特別相談会」をこころの健康総合センターで開催。普段相談に来られない方が相談につながればということで、夜間に相談時間の拡大や、土曜相談の回数を増やした。啓発月間以後、依存症相談については増加傾向にある印象。
* OACに新たに２機関の加盟があり、７月付けで加盟機関・団体の活動状況冊子【資料３】の更新を行っている。

議事（１）①についての各委員からの発言要旨

〈精神保健福祉センター〉

* 各区役所、各保健福祉センター、市内の図書館にポスター掲示での啓発を行った。
* 今後、若者向けにリスティング広告による啓発も予定している。

〈当事者〉

* 昨年度の下半期は我々のグループだけで750名ほど自助グループへ参加があった。
* 更生施設から依頼があり、施設から出たタイミングの方へ、民間支援団体の法律専門家と一緒に訪問する活動を始めて3年になる。ギャンブルをビジネスとしてやっている所は依存症対策施策に関わるべきではないと考えている。

〈回復施設〉

* ギャンブルに特化しているわけではないが、依存症について相談があれば、遠くなければどこでも行って話をする、という事を心がけて対応している。
* 大学等の講義で薬物依存症について話してほしいという依頼があった際、ギャンブル等依存症についても少し加えてお話をするという事をしている。

〈司法書士会〉

* 今年度については、啓発月間に限定した積極的な企画はできていないというのが現状。来年度については、資料２にあげられているようなホームページでの啓発等を取り入れていきたい。
* 来年度の実施は予算の都合上難しいと考えているが、今後、市民向けのシンポジウム等も開催したいと思っている。

〈民間支援団体〉

* YouTubeに借金問題の解決の仕方を説明する15分程度の動画を投稿し、啓発活動を行った。活動の広報やアピールの仕方については今後の課題と認識しており、それを考えながら引き続き取り組んでいきたい。
* 最近20代から30代前半の方の相談が非常に多く、インターネットギャンブルについて危惧している。現金以外の物でもギャンブルができるという話もよく聞くので、ネットカジノが違法であることや、そのようなところにハマるとなかなか抜け出せないこと等のインターネット関係の内容についても啓発を行った。

〈民間支援団体〉

* 大阪のギャンブル等依存症の現状と問題点や、カジノができることについてをテーマとしたシンポジウムを開催した。その中で、若年層のギャンブルが進んでいるという話があり、何か啓発・予防教育をしていただけるという話をいただいている。
* 職場におけるギャンブル問題の相談が増えている。金銭の貸し借りや、横領などの犯罪に関する相談が増えていることを受けて、啓発ポスターを作製し、啓発月間の間に、一部の機関で掲示していただいた。府下のいろいろな職場で貼ってもらえるように今後進めたいと思うが、難しさも感じている。
* 相談に直接行くというのはハードルが高いので、どんなところでも手に取れるように、小さなカード型の啓発資材も作成。ショッピングモール等に置ければ良いと考えており、取り組んでいる。
* 児童手当についても現在問題になっている。児童手当法では手当は夫婦のどちらか所得の高い方に振込まれる仕組みであり、それが依存症の当事者の口座であった場合、児童手当が使い込まれてしまうという問題が起きている。これを解決したいと思い、活動をしているところ。
* オンラインカジノについて、最初は無料版で案内されて、そこから知らないうちに有料のほうに誘導される問題がある。運営企業側は予算があるので、非常にお金をかけて、人気のある人を起用して「無料」を宣伝しており、すごく安易にやってしまって、大変問題だと思っている。

〈弁護士会〉

* ５月に特別な取組み等は行っていないが、７月に各地域の困窮者相談担当者と弁護士の連携を深める交流会を実施。一部のギャンブルはそれ自体違法ではないので薬物よりやめにくい、依存しやすいという話があった。また、子どもがギャンブル依存になって親にお金を要求しているという事案があり、そのような場合に弁護士が介入して自己破産などをすることで親の生活に余裕を出すという解決方法があるということで、何件か相談があった。
* 債務整理、家族問題、借地借家の問題等、ギャンブル問題から発展して生じる様々な問題があるが、困窮者相談担当者や自治体の相談者、弁護士向けにこれらに関する研修をすることで解決を図る取組みを予定している。啓発という意味では、あまり取り組めていないが、弁護士や相談員が根気強く対応する中で、自身がお金をこれだけ使っていたのかと気づくケースや、ギャンブルにハマっていることを認識するというような話もあるので、引き続き連携を強めて対応していきたい。

〈精神保健福祉センター〉

* 市庁舎でパネルや啓発動画の掲示の取り組みを行い、その周知をSNSや、ホームページ等で周知する中で、「おおさか健活マイレージ アスマイル」を活用した。健康に関する活動記録アプリだが、アプリ上のポイントを溜めたら特典に変わる仕組みがあり、市庁舎に来たらポイントが付与されるような形で利用した結果、600人の方に来ていただくことができた。
* SNSに関して、ターゲティング広告としては実施しておらず、普通に投稿しているだけだが、ホームページのアクセス数等を見ていると増えている様子。
* 市内の高校３年生数名から、スマホ依存症を課題研究の授業で題材にしたいということで相談があった。ギャンブルではないが、一番身近な依存症という形で、予防について知りたい、身体への影響について知りたい等色々テーマはあるようだったが、主体的に学んでもらうことが一番重要と思って、協力している。

〈精神科診療所協会〉

* 月間も含めて大きな啓発の取組みはできていないが、今後力を入れていきたいと考えている。
* 臨床等で診ていると若い方の受診が明らかに増えているので、啓発されている効果というのは表れているのではないかと思うが、本人が自分で気づいてというのはない。家族が気づいたり、借金問題が発覚してから来たりということが多いので、直接本人が目にしたときに自分から受診するという行動に移せる方法がないのかと考えている。
* どのような情報を得れば自分から受診する動機になるのかを受診している若い方に直接聞いてみようかと思っているので、次回があればそのときに報告したい。

〈治療拠点機関〉

* 我々の機関にもコンスタントにギャンブル依存でお悩みの本人や、家族の方が来られるし、グループワークにもかなり数の方が入って来られている。資料２にも記載しているように、外来の待合室での静止静画の掲示での啓発等もしている。そのような医療機関が増えるということが大切だと思うので、少しでもこのような依存症に取組みたいという機関があれば、また、協力していきたいと考えている。
* 他委員の発言にもあったが、インターネットギャンブルの問題は、この１～２年、関係機関の中から何度も繰り返し出てきているが、やはりインターネットカジノに関する違法性の認識というのは非常に低い。特に若者は「ゲームみたいなものでみんなやっていい」というような気持ちで入ってしまうのではないか。中高生・大学生ぐらいが、競馬だったら何歳とか、パチンコだったら何歳とか、割とそこの線引きは知っているかと思うが、「ネットギャンブルが違法」ということに関しての教育等は意外と聞かないので、そこが一つの課題と思っている。

〈事務局〉

* オンラインカジノが違法だという事は大阪府としても強く認識しており、府のホームページでも依存症に関するページに府警のページへのリンクを張っている。府警が作成している「大阪府警察安まちメール」というメールでも５月の啓発月間中に「オンラインカジノは違法です」という発信がされたところ。
* 内閣府の作成している「オンラインカジノは違法」という旨のポスターがあるが、当初は府警にポスターが届くのみであった。今回、各市町村や専門医療機関等にも広く貼っていただけるようにということでこちらにも必要枚数の照会が来ており、国としても働きかけが強くなってきている状況と思われる。

　　②予防啓発ツールについて

事務局説明

〇令和５年度の依存症予防についての教育・啓発について【資料４】

* 学校教員が予防教育の授業を実施する際に活用できる高校生向けの予防啓発ツールを教育庁と連携して作成中。「はじめに・依存症について知ろう・依存症について学ぼう・依存症について考えよう」の４つのパーツで構成を予定。依存症の種類やメカニズムなどの依存症に関する基礎知識と、ストレスとうまくつきあうためにストレスサインに気づき、ストレスを対処する方法を学ぶためのスライド教材となっている。また、ギャンブル等依存症の説明では、インターネット投票のはまりやすさやオンラインカジノが違法であることに触れ、借金問題についてもコメントする予定。併せて、ゲーム依存のチェックリストや、学んだことを整理するためのワークシート~~等~~も作成している。
* スライド教材をもとに、「依存症」と「ストレスマネジメント」をテーマとした動画教材も作成中であり、教員が授業で必要なパーツを組み合わせて使用できるような構成を予定している。また、各ツールの使用方法や組み合わせ例などを掲載した解説書も作成している。

議事（１）②についての各委員からの発言要旨

〈精神保健福祉センター〉

* このツールの使い方としては希望のあった高校の授業で使う設定なのか。高校１年生の学習指導要領には50分×４コマ分を精神疾患について扱うという記載があり、依存症も入っていたかと思うが、実施する保健体育の先生方はすごくツールに困っている印象なので、このようなツールが使えれば良いと思う。同時に、授業を実施する教員向けにこのツールに関する研修があれば良いと考えている。

〈事務局〉

* 学校から依頼があれば職員が学校に出向いて実施するが、学校の先生に授業で~~も~~使っていただけるように作成している。
* 教職員への周知は、８月と12月に教員向けに依存症に関する研修を行うため、その際にツールの使用方法も含め周知を行う。

〈治療拠点機関〉

* 大学で学生相談室の担当をしていたことがあるが、入学時のオリエンテーションで例えば「飲酒運転は絶対にしないように」とか、新入生向けの教育をする場面がある。そのようなときに依存症の話ができたらと思うことがあり、こういったツールがあれば非常に便利ではないか。ツールがあれば使ってくれるという事もあるので、高校以外でも、大学の学生相談室のようなところに配るのも良いと思う。

〈民間支援団体〉

* 作成途中という事でアイデアとして、高校生は一生懸命部活をやって、引退後、開放的になる方が多い。スポーツをやって、その後、着々といければ良いが、何か大きな挫折とかを経験したときにギャンブルにはまってしまう方の話を聞くことがあり、そのような背景も含めてツールを作っていけると良いのではないか。

〈精神科診療所協会〉

* 若者向けということで、職場でお互いにギャンブルをされる方が多いと聞く。上司にギャンブルを誘われてやるという話もあった。「20万、30万の借金だと何がギャンブル依存なのか」というような話をする上司の方がいて、その中で仕事を続けていくということのしんどさがあるし、タバコ依存の問題もあるかもしれないが、休憩中もタバコを吸いながらギャンブル話ばかりしているような環境がある。そういう場ではなかなか依存症の話はしづらい。職場でギャンブルをしなければ孤立するし、ギャンブルをやりたくなるし、という状況。
* 大学入学時に、という話があったが、新入社員のオリエンテーション等のときにも教育がいるのではないか。職場環境にもよるが、かなりギャンブルが蔓延している所もあると聞くので、上司・管理職・先輩方等のことも含めて、そういうところにツールの情報を出していくのも良いかと思う。

〈当事者〉

* 今自助グループに大学生が通っているが、その子は学生ローンから借金が始まってしまっていた。高校生の時は学生ローンを組めないが、大学生になるとできてしまう。これを何とか止められないのか。
* ギャンブル依存で自助グループにくる仲間には「食べられるところ、住むところ、生活が安定していないと回復はない」等といつもはっきり伝えているが、そういった内容を授業でもやるべきだと考えている。
* 「何か困っていることがあるなら、いつでも電話しておいで」と言っている。生の声を聞いて話をするのとSNSやメールでやりとりするのではやはり全然違うので、必ず会いに行くようにしている。学校の先生にただ冊子を配るだけでは何もわからない、指導をしないといけない。その点が抜けているのではないか。
* インターネットに関して、スマホで安易に公営ギャンブルが購入できるようになったことが問題だと考えている。これが大きくギャンブルへのハードルを下げてしまっている。例えば借金の問題があれば制限をかけるなど、全体に網をかけるような方策が必要だと感じている。

〈民間支援団体〉

* 容易にスマホ等でギャンブルができる状況というのは、民間支援団体としても非常に問題に感じている。ただ、法律等の問題もあり、どのような方策がとれるかは大変難しい問題なので、司法書士や弁護士を含め話し合っているような状況。
* 啓発活動の一つに公営ギャンブルに対して、あまりにも簡単に賭け事ができないように声掛けをしていくというのを目標として掲げているので、そのようなところにも注力していきたい。

（２）その他

事務局説明

〇ギャンブル等依存症対策基金について　【資料５】

* 様々な機会での啓発を行い、企業などに周知を図っているところではあるが、啓発できる機会等があれば引き続きよろしくお願いしたい。
* 今後実施に十分な額の確保ができれば、予算要求等のタイミングもあるが、透明性が高く、府民の皆様から理解が得られる事業を速やかに実施して行きたいと考えている。現行の補助金以外でどのような使い道があるのか、ご意見などがあれば参考にさせていただきたい。

委員から連絡

〈当事者〉

我々の自助グループが今年で29周年になり、周年記念行事を実施する。

事務局から連絡

* 参考資料５「令和５年度依存症理解啓発府民セミナー」について周知
* 今後の会議のスケジュールについての説明

3　閉会